

第121回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日 平成27年4月9日(木)

招集場所 米子市役所第2庁舎 第2会議室

開 会 午後1時30分

出席委員

1番	小林 秀美委員	2番	山中 春夫委員	3番	三島 通政委員	4番	赤木 勇夫委員
5番	井田 律子委員	6番	中本 公平委員	7番	吉澤 一誠委員	8番	安田 浩委員
9番	足立 寛隆委員	10番	遠藤 泰三委員	11番	池口 稔委員	12番	松林 貢委員
13番	安田 浩史委員	14番	高橋 敦美委員	15番	森中 喜輝委員	16番	矢倉 篤實委員
17番	大太 年廣委員(部会長)						

欠席委員 なし

事務局 高西会長 田村事務局長 宅和係長 山本主任 長谷川主任

日 程

- 1 農地法各条申請地現地調査
- 2 部会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議事
 - (1) 農地法各条申請審議等
 - ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
 - イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
 - ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
 - エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について
 - オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

カ 第1-1号 買受適格証明願に対する証明及び許可について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 県農業会議会議員の事務報告
- (6) その他

開 会 午後1時30分
(農地法各条申請地現地調査)

議長 (大太委員)

ただ今より、現地調査に引き続きまして、第121回農地部会を開催します。

そうしますと恒例ですけれども、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは議席番号1番の小林秀美委員と議席番号2の山中春夫委員にお願いしたいと思います。また本日の欠席委員はございません。議題によって進みますが、本日事前に配布した議案の第1号から第5号までの5議案の予定でしたけれども、裁判所が行う農地の競売に参加するため、農地の買受適格者証明願いの依頼が1件あったようですので、議案第1の1号を追加し、本日の議案件数は6件の議案となりますので、ご承知ください。議案説明に入る前に皆さんの同意を得たいのです

が、議案第1の1号を最初に行い、その後に議案第1号から順次審議していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長(大太委員)

分かりました。それでは、審議に入りたいと思いますが、手元に配布されている資料の1-1号を見てください。この審議に入ります。議案1-1号をお願いします。買受適格証明願に対する証明及び許可について下記証明願について、農林水産省経営局長、農林水産省、農村振興局長通知(平成24年3月30日)、23経営347523農振2697(2)より買受適格を有する旨の証明をするとともに、証明書の交付を受けたものが、買受人となった場合は農地法第3条第1項の規定による許可を行いたいので議決を求めます。まず、最初に事務局から説明をお願いします。

事務局(宅和係長)

失礼します。まず、はじめに競売農地の買受適格者証明についてご説明します。通常不動産の競売については買受申出人のうち、最高の価格で入札した方が落札をし、不動産を買い受けることが出来るようになっておりますが、農地の競売の場合は、農地を取得出来ない人が落札人になってしまうのを未然に防ぐために、農地法3条の規定による許可見込みがあることの証明をした買受適格者証明を裁判所に提示しなければ、競売に参加出来ない仕組みになっております。そのため申請者が農地法3条での農地取得の場合と同様な要件審査を満たしている場合のみ、買受適格者証明を発行出来るものでございます。具体的に議案の説明をさせていただきます。

事務局(山本主任)

失礼します。番号1の買受適格者証明願に対する証明及び許可について説明します。鳥取地方裁判所米子支部から出ている競売物件です。申請地は八幡の田で面積は1,638㎡です。申請者は親戚の農地を競売で買い受けようと申請したものです。申請者は所有者のお姉さんの夫になる方です。取得後の経営面積は77aです。

以上、提出された書類、及び3条申請が提出された場合の許可要件に異議はございませんでした。尚、落札された場合は3条申請が後ほど提出されますので、その許可をあわせてご審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議長(大太委員)

続いて地元委員さん、何かありますか。

1 番（小林委員）

その申請人は適格であると認めさせていただきます。以上です。

議長（大太委員）

事務局説明と地元委員さんから報告がありましたが、ご意見ご質問ございませんか。なかなか珍しいパターンではないかと思えます。それではないようですので、採決をしたいと思えます。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、買受適格者証明を発行し、証明書の交付を受けたものが買受人となった場合には、農地法第3条第1項の規定による許可をすることと決定いたします。

続きまして、資料の3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について下記申請について、農地法第3条第1項の規定により、許可したいので議決を求めます。

続いて4ページ、番号1の淀江町佐陀について事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号1の淀江町佐陀について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は譲受人が規模拡大のため、農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は71aとなります。別紙3条申請書のとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたのでご審議をお願いします。

議長（大太委員）

続きまして、地元委員さん説明をお願いします。

11番（池口委員）

これは山中の〇〇さんという人が土地を持っておられたのですが、米子のほうに住んでいて、ずっと今までは小作で〇〇さんという方が作っておられました。この場所はちょうど壽城の近くの田んぼですが、転作ということで、畑で野菜を作っておられました。綺麗に作っておられて問題ないと思えます。農地は決められている面積です。問題ないと思えますのでよろしくをお願いします。

議長（大太委員）

今、事務局説明と地元委員からの説明がありましたが、これに対するご意見ご質問ありませんか。そうしますと採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号2 淀江町中間について事務局より説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号2の淀江町中間について報告します。詳細は議案のとおりです。最初に51ページにあります、農地法第18条第6項による通知書の受理について、議案番号48に関連しております。本件は譲渡人の申請地を同居の長男である譲受人が解約後、自分で管理するため、農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は58aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。

11番（池口委員）

譲受人は母親がおりましたが、少し前から老人ホームに入られ、長男は広島にいましたが奥さんと一緒にこちらに帰ってきて、自分がその分を管理するというので216㎡を取得して管理しようとしています。去年までは、かめはまという淀江に大きな生産組合があるのですが、そこに借りていましたが解約して、長男が管理するという事です。問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（大太委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんから報告がありましたが、他に意見、質問ございますか。ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号3 淀江の西尾原について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号3の淀江町西尾原及び、平岡、小波について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は譲渡人が高齢のため、耕作が出来ないことから息子である、譲受人が贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は142aとなります。別紙3条申請のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全

てを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議をお願いします。

議長（大太委員）

続いて、地元委員さん説明をお願いします。

4番（赤木委員）

今、事務局から説明がありましたように、〇〇〇〇さんは私の隣の人です。80歳になられます。息子に贈与したいということで、水稻、ネギを耕作しておられます。問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（大太委員）

事務局説明と地元委員さんから報告がありました。他に意見、質問ございますか。ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5ページ番号4の赤井手について事務局より説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号4の赤井手について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は申請地の近くで耕作している譲受人が、現在休耕している農地を規模拡大のため、売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は155aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（大太委員）

続いて地元委員さん報告をお願いします。

15番（森中委員）

これは今年に入ってから遊休農地調査をしたときに、遊休の荒廃地という感じでしたが、幸いにして譲渡人が譲受人に買って欲しいというような要請がありまして、譲受人が買ってたまねぎを植えたりするようなことから、今回の申請に及んだところでありまして、特に問題はありませんが逆に良いことだな、と思っております。ご審議よろしくをお願いします。

議長（大太委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんから報告がありましたが、他に意見、質問ございますか。ないようですので、採決いたします。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、番号5尾高、泉について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号5の尾高、泉について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は譲渡人の農地を耕作している、親戚になる譲受人が贈与により農地を取得しようとするものです。譲受人のお兄さんの奥さんが譲渡人にあたります。取得後の経営面積は100aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議をお願いします。

議長（大太委員）

続いて地元委員さん報告をお願いします。

6番（中本委員）

先ほど事務局から言われましたように、譲渡人の申請地は現在耕作している譲受人が、農地529haを取得しようとしているものでございまして、現地につきましては柿畑として適正に管理されています。また譲渡人が譲受人の義理の弟ということでございまして、許可の要件については問題ないと思っておりますのでご審議をお願いします。

議長（大太委員）

事務局説明と地元委員さんから報告がありましたが、他に意見、質問ございませんか。ないようですので、採決いたします。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号6奥谷について、事務局より説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号6奥谷について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は譲渡人の農地を耕作している譲受人が贈与により農地を取得しようとするものです。譲渡人と譲受人は姉と弟の兄弟関係になります。取得後の経営面積は、130aとなります。別紙3条申請2のとおり、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議をお願いします。

議長（大太委員）

続いて地元委員さん報告をお願いします。

12番（松林委員）

今、事務局から説明があったとおりで、問題ありませんのでよろしくをお願いします。

議長（大太委員）

事務局説明と地元委員さんから報告がありましたが、他に意見、質問ございませんか。ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

次ですが、6ページ、議案第2号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施工令第7条第2項の規定により意見を具申したいので、審議をもとめます。下の7ページ、番号1、番号2の榎原について関連しますので、一括して地元委員さんから説明をお願いします。

10番（遠藤委員）

そうしますと、番号1、2について説明させていただきます。柿畑ですが、高齢になり誰も管理するものがないということで、全てを太陽光にしたいという計画だったのですが、面積の問題があり全部は出来ないということで、道路沿いの残っていた柿畑を残して、通路の奥を太陽光発電にしたいということです。実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意、土地改良区の同意もあります。他の農地区分に該当しない農地で、中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地である第2種農地に該当すると思われます。太陽光発電施設の建設と進入路の設置について、開発許可が不要であると確認しています。転用については問題ないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（大太委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんから報告がありましたが、他に意見、質問ございませんか。ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

高西会長

ちょっと聞きたいのですが、法的に何がひっかかったのですか。面積ですとか。

事務局（長谷川主任）

失礼します。事務局のほうから説明させていただきます。今回の太陽光発電の計画でございますが、50kw未満の低圧連係の小さい規模のものでございました。それに対しまして、申請地を含めまして全ての面積を転用しようとする、パネルを設置したときに沢山空き地が出て、そこは本来転用する必要がないところとなりますので、今回面積をこのような形で申請をいただいております。

高西会長

なんだか分かったような、分からないような。皆さん分かりましたか。もう少し説明してください。

事務局（長谷川主任）

例えば、パネルを設置する際に設置する面積と、フェンスで囲って面積が出てくると思いますが、それ以上の土地があそこにはありましたが、本来転用する面積は、転用する必要性がある面積だけ許可を行うことになっておりますので、太陽光パネルを設置したときに設置する部分にかからない空き地が出来てしまいます。そこは畑地として残すということです。

高西会長

そうですね。それなら面積はいくらになります、というふうにしたほうが分かりやすくないですか。

事務局（長谷川主任）

今回申請地は一筆地です。

高西会長

一筆地でも一筆全部するわけではないですよ。

事務局（長谷川主任）

いえ、一筆全てです。

10番（遠藤委員）

周りの筆が分かれておりまして、それが理由です。

高西会長

そういうことでしたら分かりました。今まで県でもそのようなことは全くあったことがなく、面積が広くても転用出来ていたのになぜかなと思っていました。東部中部は転用ではなく、3条でやりますからね。米子は何回か説明したけれども、全部転用でしますが。ですが、他の皆さんは分かっておられないと思うので、もう少し分かるように説明してもらったほうがいいと思います。この900いくらというのが一筆になっているのですか。

事務局（長谷川主任）

現地を見ていただいたと思いますが、柿畑になっているところは複数の筆に分かれておりますが、その中で太陽光発電をするということです。

高西会長

この図面があるので分かりますが、これは何筆あるのですか。

事務局（長谷川主任）

申請地を含めてあそこには、7筆ございます。7筆の中の一筆だけを太陽光発電に使います。

高西会長

938㎡は一筆になっているのですね。やっと分かりました。

議長（大太委員）

他に意見、質問ございませんか。ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

番号3の両三柳について地元委員さんから説明をお願いします。

2番（山中委員）

2番目に見た土地で3つ筆があったと思いますが、そのうちの一つで4条申請があがっているものです。申請人は奥のほうに土地をもっておりまして、隣の会社に貸しておりましたが、会社が返すということで奥の畑に入る道がないので、自分の田んぼを進入の道路にしたいということで申請したものです。地区の面積については割合が40%を超える区域内にある農地であり、第3種の農地に該当すると思われますので、進入路の設置であり開発許可も不要であるため、転用については問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（大太委員）

地元委員さんから説明がありましたが、何か質問等ございますか。ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて番号4の両三柳について地元委員さんより説明をお願いします。

2番（山中委員）

これも3番と同じ持ち主で同じところですが、自治会のほうからごみ置場の設置がないということで、あそこに2.04㎡の自治会のごみ置き場を設置したいということで申請しています。

実行組合の排水同意、土地改良区の同意もありますし、地区の面積に占める住宅の割合が40%を超える区域内にあるため、第3種農地に該当すると思われます。開発許可もありませんので、転用には問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（大太委員）

地元委員さんから説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

高西会長

これは、進入路は何の進入路にするのでしょうか。

事務局（長谷川主任）

失礼します。今日お渡ししております、図面をご覧になっていただけますでしょうか。今回点線で囲いを作らせていただきましたが、ここに雑種地があります。

高西会長

雑種地を生かすために進入路に作るということですね。それを説明してください。分かりました。ちょっと聞いてみますが、皆さん黙っておられますが、分かっていたか。分からないまま、異議なしと言っておけばいいと思いませんか。分からないなら聞いたほうがいいですよ。事務局ももうちょっと助け舟を出すと理解が全然違ってくるので、もうちょっと詳しく説明してください。

議長（大太委員）

それでは番号4の説明について質問ございませんか。ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

次にいきます。8ページ、議案第3号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項について準用する。第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

続いて9ページ、番号1福万について地元委員さんから説明をお願いします。

14番（高橋委員）

1番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は福万の田んぼで249.89㎡です。申請人は申請地の隣で自動車修理工を営んでおりますけれども、事業を拡張するというので車輛置場を計画したいとのことです。隣接耕作者の同意もあります。申請地は住宅が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満の農地で、第2種農地に該当すると思われます。伯仙地区は都市計画区域外でありまして、開発許可も不要です。転用について特に問題ないと思っておりますので、ご審議をお願いします。

議長（大太委員）

ただいま地元委員さんから説明がありましたが、何か質問等ございますか。ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号2彦名町について地元委員さんから説明をお願いします。

8番（安田 浩委員）

5条の2番について説明します。議案について説明します。申請地は議案のとおりです。業務用のトラックや社員用の駐車場が狭くなったため、道の拡張を計画したものです。隣接者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は住宅が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満の農地で、第2種農地に該当すると思われます。駐車場として拡張するわけであり、開発許可は不要であることを確認しています。転用

について問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

この場所に入る道がなくて、トラックの会社の裏のほうにあります。地権者がなんとかして欲しいということで、会社がそれなら買うということで話が進んでいます。

議長（大太委員）

地元委員さんから説明がありましたが、これに対する質問、何かございませんか。ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて番号3彦名町について地元委員さんから説明をお願いします。

8番（安田 浩委員）

3番の議案について説明します。申請地は議案のとおりで、申請地は彦名町の畑で面積は285㎡です。申請者は市内のアパートで生活していましたが、手狭になってきたため、実家の裏庭に住宅の建設を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は住宅が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満の農地で、第2種農地に該当すると思われまます。調整区域の建設許可についても都市計画法第34条第12号に該当する見込みがあることを確認しています。転用について問題はないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただいま地元委員さんから説明がありましたが、これに対する質問、何かございませんか。ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて番号4彦名町について地元委員さんから説明をお願いします。

8番（安田 浩委員）

4番の議案について説明します。申請地は議案のとおりで、申請地は彦名町の畑で面積は346㎡です。申請者は市内のアパートで生活していましたが、手狭になってきたため、申請地に住宅の建設を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は住宅が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が1

0 h a 未満の農地で、第2種農地に該当すると思われます。調整区域の建設許可についても都市計画法第34条第12号に該当する見込みがあることを確認しています。転用について問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（大太委員）

ただいま番号4について地元委員さんから説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問、何かございませんか。そうしますと、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて番号5両三柳について地元委員さんから説明をお願いします。

2番（山中委員）

番号5について説明します。2番目に見に行った4条申請があったところと同じ持ち主の田んぼですが、申請人は議案のとおりです。申請地は両三柳の田で面積は352㎡です。申請人は県道東福原樋口線の道路工事に伴い、現在の住宅は道路が敷地となることから住宅の建て替えを計画したものです。農業用水路防水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は地区の面積を占める宅地の割合が40%を超える区域内にある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第34条第12号に該当する見込みがあると確認しております。転用については問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（大太委員）

ただいま番号5について地元委員さんから説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問、何かございませんか。

高西会長

結局、これは住宅を他の人に売るために道が使えなくなるから進入路にしたわけですか。

2番（山中委員）

はい、そのとおりです。

高西会長

それならいいですが、もうちょっと最初に分かるように説明してもらえないですか。それでこのごみ置場は元の地権者の人に集落から残してくれと言われて、分筆してここだけを残したわけですね。お金がかかっていますね。

議長（大太委員）

地元委員さんから説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問、ございませんか。そうしますと、採決したいと思えます。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて10ページにいきます。番号6の安倍について、地元委員さんから説明をお願いします。

3番（三島委員）

6番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は米子市安倍で面積は274.07㎡です。今日最初に現地確認していただいたところです。申請人は親子で市内のアパートに生活していますが、将来子供が出来ることを考えて、そこに申請地の住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。下水管が埋設されている道路の沿道の区域に、500m以内に2つ以上公共施設がある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第34条第11号に該当する見込みがあることを確認しております。転用については問題ないと思えますのでよろしくお願いします。

議長（大太委員）

ただいま番号6について地元委員さんから説明がありました。これに対するご意見、ご質問、ございますか。

8番（安田 浩委員）

ちょっと聞いてみますが、実行組合の同意があるということですが、あなたのところの実行組合は同意しましたか。実行組合が来られましたか。

3番（三島委員）

実行組合長のほうに来ました。

8番（安田 浩委員）

でもあなたのところの実行組合長ですよ。

3番（三島委員）

私のところには本人から連絡がありました。

事務局（長谷川主任）

書類は提出されています。

高西会長

三島さん、本当はちゃんと実行組合長に聞いてみないといけませんよ。大事なことです。あなたは実行組合長のまえに農業委員です。確認して、間違いないと思いますが、それから実行組合に同意があるということをおかさないといけませんよ。

3番（三島委員）

本人さんが実行組合から許可をもらったと言っていました。

高西会長

本人は、それは言うと思います。総会を開くまでのことを実行組合はしないので、確認しておかないと、あとからトラブルになるといけませんので。

3番（三島委員）

はい、気をつけます。

議長（大太委員）

他にご意見、ご質問、ございませんか。そうしますと、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号7の河崎について地元委員さんから説明をお願いします。

2番（山中委員）

番号7について説明します。今日は見に行っていないですが、申請者は議案のとおりです。申請者は西福原で、建設会社を営んでおりますが、会社敷地の中に建設資材を置くところなくなったということで、会社から比較的近い申請地に資材置場を整備することを計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意もあります。申請地は住宅が連たんする区域に隣接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満であり、第2種農地に該当すると思われます。市街化調整区域ですが、資材置場にすることで、開発許可がいらぬことを確認しております。転用については問題な

いと思いますのでよろしく申し上げます。

議長（大太委員）

番号7に対する説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問、ございませんか。そうしますと、採決したいと思えます。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして最後になりましたが、番号8の二本木について、地元委員さんから説明をお願いします。

15番（森中委員）

現地は3番目に行ったところですが、バスの中でちょっと説明をしましたが、養豚場はだいたい老朽化して50年くらい経つので解体して、その跡地に一部家の増築をしたいということで、進入路を重機等が入らないということがあって、田んぼを借地で借り受けをして、仮設道路にするということでの一時転用であり、面積は1,281㎡の198.3㎡です。工事期間が5月から4ヶ月ということでの申請がありますので、ご審議をよろしく申し上げます。

議長（大太委員）

番号8に対する説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問、ございませんか。そうしますと、採決したいと思えます。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして11ページ、議案第4号にいきます。米子市農用地利用集積計画の決定についてです。別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。今月は利用権設定が17件、所有権移転が5件ありました。では審議に入りたいと思えますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である吉澤委員の退席を求めます。

（吉澤委員退席）

そうしますと、14ページ、番号4-1、4-2について事務局より説明をお願いします。

事務局（宅和係長）

失礼します。利用権設定各筆明細について説明します。今月は田に関するものが180筆、256,985㎡、畑に関

するものが、13筆、9,387㎡でございます。

続きまして番号4-1、4-2は再設定でございます。農業経営基盤強化促進法の第18条の3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（大太委員）

事務局から説明がありましたけれども、これに対するご意見、ご質問、ございませんか。そうしますと、採決したいと思えます。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

番号4-1と4-2の審議を終了しましたので、吉澤委員着席を求めます。

（吉澤委員着席）

議長（大太委員）

それでは利用権設定各筆明細について、14ページ番号4-3から23ページ番号4-44までを一括して審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和係長）

失礼します。

番号4-3は、再設定でございます。

番号4-4は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、5,181aでございます。

番号4-5から番号4-7までは、再設定でございます。

番号4-8から番号4-9は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、5,181aでございます。

番号4-10から番号4-11までは、再設定でございます。

番号4-12から番号4-13は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、297aでございます。

番号4-14は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、208aでございます。

番号4-15は、再設定でございます。

番号4-16から番号4-18は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、982aでございます。

番号4-19は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、982aでございます。

番号4-20から番号4-22までは、再設定でございます。

番号4-23は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、417aでございます。

番号4-24は、再設定でございます。

番号4-25は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、417aでございます。

番号4-26から番号4-28までは、再設定でございます。

番号4-29は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、167aでございます。

番号4-30から番号4-35までは、再設定でございます。

番号4-36は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、106aでございます。

番号4-37から番号4-38までは、再設定でございます。

番号4-39は、貸人の耕作不便等による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、141aでございます。

番号4-40から番号4-44までは、再設定でございます。

以上、4-3から4-44まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（大太委員）

事務局から説明がありましたけれども、これに対するご意見、ご質問、ございませんか。

9番（足立委員）

他1とか他2とか書いてありますが、名前をきちんと書くべきではないですか。そういうものではないのですか。例えば4番の4-3、4-5など、〇〇さん他2と書いてあります。

事務局（宅和係長）

失礼します。利用権設定をする者のところに〇〇他2といった表示がしてあります。これは共有者であったり、土地の未相

続でありまして、共同で相続しているという方の連名での申請となりますが、代表者だけを出し、あとの人は他2、他3という事で名前を省略させていただいております。

高西会長

例えば4-3だったら〇〇さんというのは〇〇〇〇さん他2名ということは、3名の方が共同所有しているということですか。

事務局（宅和係長）

そういうことです。

議長（大太委員）

そこから代表者を出しているということですか。

事務局（宅和係長）

代表の名前で申請しますが、他の権利者が同意の印を押される形で申請をしておられます。

議長（大太委員）

分かりました。他にはございませんか。そうしますと、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について25ページ、番号4-1から、34ページ、番号4-43まで一括して審議いたします。

それでは事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和係長）

失礼します。25ページ番号4-1から、34ページ番号4-43は、鳥取県農業農村担い手育成機構が、農地中間管理事業により、農地を担い手に貸付けることを目的に農地の中間管理権を取得するものでございます。

以上ご審議よろしくをお願いします。

議長（大太委員）

質問はございませんか。

8 番（安田 浩委員）

賃借料の金額で低いのがあるのはなぜか。

事務局（宅和係長）

失礼します。賃借料につきましては、勿論無料でも中間管理権は取得することは出来るわけですが、人によりましては、税金代の部分は欲しいということもあり、土地改良区の負担金分だけは負担して欲しいというような要望がありまして、低い金額になったり、通常のコストになったりするものでございます。

高西会長

それは条件によると思います。私達のところでも、この間、農林課と中間管理機構と農業委員会と改良区と会いましたが、改良区の理事長が「誰がこのようなものを借りる人がいるのか」と言っていました。中間管理機構が色々お願いしたと思いますが、中間管理機構に出すから、1万も5,000円もということはないと思います。なかなか一概に言えないと思います。中にはお金を出してでもやって欲しいという人もいますし、お金を出さなくても畦草や川さらいは自分が出るので、作るだけ作ってくださいという方もおられます。また機会があったら、皆さんも直接理事長に聞かれたりしてください。きちんとした基盤整備がしてあるところは問題ないと思います。局長、米子の担い手機構の事務所で調べておいてください。

議長（大太委員）

それでは事務局お願いします。他にはご意見等ございませんか。ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定と致します。

11 番（池口委員）

すいません。ちょっと待ってください。会長、例えばですが、ここに4-41というのがありますが、この〇〇さんというのは鳥取県農業農村担い手育成機構で出されていますが、この中の一部を借りることが出来るのですか。それとも全部一度に借りないといけないのですか。

高西会長

出来ると思います。農業を水田なら水田を全部やめてするのであれば、面積に応じて、分かりやすく例えると、退職金み

たいなものを出します。5,000㎡未満なら30万とか、5,000㎡以上なら70万とか、そういうことだと思います。ただ、その場合はお金が出ないと思います。

11番（池口委員）

分かりました。

議長（大太委員）

よろしいですか。では異議なしと認め、決定とします。

では、次にいきます。37ページ、所有権移転各筆明細について審議いたします。番号4-1から4-5について事務局から説明してください。

事務局（宅和係長）

失礼します。37ページ、番号4-1ですが、農業生産法人の申請者が農業用倉庫を建築するために、農地を取得するものでございます。取得した農地を農用地利用計画で定める農業用倉庫として利用する場合は、農地転用の許可は不要となっております。

続きまして、番号4-2から番号4-5は、譲受人の規模拡大による設定となっております。設定後の経営面積は、4-2が82a、4-3から4-5が99aとなっております。

以上です。ご審議お願いします。

議長（大太委員）

事務局から説明がありましたが、意見、ご質問ございませんか。ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定と致します。

次39ページ、いきます。議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する事業に基づく、農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求めます。

40ページ、番号1から46ページ、番号6について、事務局から説明してください。

事務局（宅和係長）

失礼します。40ページ、番号1から46ページ、番号6までを説明します。これは鳥取県農業農村担い手育成機構が、農地中間管理権を取得している農地を農用地利用配分計画により貸し付けようとするものです。まず、番号1ですが、こちらは他に耕作しようとするものがないため、配分をしようとするものでございます。配分後の経営面積は803aとなります。番号2は隣接農地で営農している担い手であるために、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は180aです。番号3は他に耕作しようとするものがないため、配分をしようとするものでございます。配分後の経営面積は260aとなります。番号4は他に耕作しようとするものがないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は982aとなります。番号5は新規就農者でありまして、優先的に配分をしようとするものでございます。配分後の経営面積は17aとなっております。番号6から6-5につきましては、利用集積調査の高い農業者であるため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は6,781aとなります。

以上、ご審議をお願いします。

議長（大太委員）

事務局から説明がありましたが、意見、ご質問ございませんか。ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、適当であると回答いたします。

審議事項は以上となっております。

これから続いて、報告事項に移ります。

49ページ、（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号35から番号37の3件を受理しております。続いて50ページ、（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号69から番号72の4件を受理しております。続いて51ページ、（3）農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について、番号44から番号53まで10件を受理しております。続いて53ページ、（4）非農地現況証明について、番号46から番号49の4件を証明しております。続きまして、54ページ、（5）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、3件を鳥取地方法務局米子支局に回答しております。続いて、57ページ、（6）農地転用現況確認書交付についてであります。番号72から番号77の6件を受理しております。

以上、報告事項を終わります。

何か、ご意見、ご質問等ございますか。

続きまして、会長から県農業会議会議員の事務報告をお願いします。

高西会長

(県農業会議会議員の事務報告)

議長 (大太委員)

よろしいですか。以上で審議を終わりますが、連絡事項等あれば事務局からお願いします。

事務局 (宅和係長)

(事 務 連 絡)

議長 (大太委員)

それではこれを持ちまして、第121回農地部会を終了します。

閉 会 午後4時05分